

# 臓器提供の意思表示にご協力ください。

## 臓器移植とは

臓器移植は病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）が機能しなくなった方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。

日本で臓器の移植希望登録をしている人はおよそ1万3千人います。しかし、臓器の提供が少なく、数多くの方が移植を待ちながら亡くなっています。

日本で事故や病気で亡くなる方は毎年およそ110万人です。その1%弱の方が脳死になって亡くなると推定されています。

自分が脳死となって最期を迎えたとき、誰かの命を救うことが出来ます。

わたしたちひとりひとりが、今、臓器提供について考え、家族と話し合い、自分の臓器提供に関する意思表示しておくことが大切です。

## 臓器提供の意思表示について

これまで0～70歳代の方からの臓器提供が行われており、高齢の方でも病気の方でも、どなたでも記入していただけます。

また、記入するかどうかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、必ずしも意思表示欄に記入する必要はありません。

## 親族への優先提供が行われる場合

以下の①から③の要件をすべて満たす必要があります。

- ①ご本人が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示している。
- ②臓器提供の際、親族（配偶者※1、子ども※2、父母※2）が移植希望登録をしている。
- ③医学的な条件（適合条件）を満たしている。

※1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。

※2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

## 意思表示を記入する前に

- 記入の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。
- 臓器提供意思表示を記入したあとも、いつでも臓器提供に関する意思を変更することができます。

## 《臓器移植に関するご質問やお問い合わせは》

(社)日本臓器移植ネットワーク

フリーダイヤル:0120-78-1069

ホームページ <http://www.jotnw.or.jp>

## 臓器提供意思表示欄(被保険者証うら面)の記入方法

《記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。》

- ①→ 1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。  
2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。  
3 私は、臓器を提供しません。
- ②→ 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・<sup>じん</sup>膵臓・<sup>すい</sup>小腸・眼球】
- ③→ [ 特記欄: ]
- ④→ 署名年月日:                      年                      月                      日  
本人署名(自筆): \_\_\_\_\_  
家族署名(自筆): \_\_\_\_\_

### 《①意思の選択》

自分の意思に合う番号にひとつだけ○をしてください。

- ・脳死後及び心臓が停止した死後に提供してもいいと思われる方は、1に○をしてください。
- ・脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後は臓器を提供してもいいと思われる方は、2に○をしてください。  
(この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません。)
- ・臓器を提供したくないと思われる方は、3に○をしてください。〔④へ〕

### 《②提供したくない臓器の選択》

1か2に○をした方で、提供をしたくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。

なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後:心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球

心臓が停止した死後:腎臓・膵臓・眼球

### 《③特記欄への記載について》

- ・組織の提供について  
1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
- ・親族優先提供の意思について(詳しくは22ページをお読みください。)  
親族に優先して臓器提供をしたい場合は「親族優先」と記入できます。

### 《④署名など》

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。

可能であれば、この意思表示欄の記入を知っている家族が、そのことの確認のために署名してください。

※意思表示した内容について、医療機関等に知られたくないという被保険者の方のために、意思表示欄の保護シールを住所地の市(区)町担当窓口  
に備えています。